農業委員会総会議事録

第4回農業委員会

- 1. 開会日時 令和5年7月28日(金)午前9時35分
- 2. 閉会日時 令和5年7月28日(金)午前10時38分
- 3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3
- 4. 出席者

委員(全7人中7人出席)

出席者 1番 柴田賢一

2番 秋田秀機

3番 秋田秀春

4番 池山春雄

5番 大野和彦

6番 坪井宏見

7番 大口悦美

欠席者 なし

町当局

産業建設部長 髙桑 悟

事務局 3名

事務局長 早川 建設課長

事務局員 冨田 グループ長

岡島 主事

5. 会議日程

- (1) 辞令交付
- (2) 町長挨拶
- (3) 事務局職員紹介
- (4)協議事項
 - ①仮議長の指名について
 - ②会長の選出について
 - ③会長職務代理者の選出について
 - ④議席の決定について
 - ⑤議事録署名者指名
 - ⑥西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出について
 - ⑦農業委員の職務・年間予定等について
- (5)議案
 - ①議案第5号農地法第5条許可申請について
 - ②議案第6号農地法第5条許可申請について
- (6) 報告事項
 - ①農地法第5条届出受理状況について
- (7) 依頼事項
- ①令和5年度農業委員会委員・職員等研修会について
- ②農地パトロールについて
- (8) その他
- ①農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

6. 配布資料

- ①農業委員会名簿
- ②資料1 豊山町農業委員会年間事業予定表
- ③資料2 豊山町農業委員会の会議に関する規則
- ④資料3 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例
- ⑤資料4 農業委員会法第6条1項に基づく法令業務
- ⑥資料5 農地法3条、4条、5条のあらまし
- ⑦資料6 農地法第5条届出の受理状況について
- ⑧資料7 農地法第5条届出受理状況について
- ⑨資料8 農業委員会研修案内について
- ⑩資料9 農地パトロールについて

- ⑪資料10 基本構想の概要
- ②資料11 豊山町農業委員会ホームページ
- ⑬令和5年度全国農業新聞発行スケジュール
- ⑭農業委員章 (バッジ)
- ⑮報酬振込同意書及び報酬振込申込書
- 16 腕章

7. 議事内容

【開会】

事務局長

それでは農業委員会総会を開催いたします。私は、農業委員会の事務局長を務めます建設課長の早川です。よろしくお願いします。まず始めに、事務局職員の自己紹介をいたします。(部長以下紹介)

では、これから本日の協議事項に移りたいと思いますが、その前に 配布物の確認をいたします。お手元に配布物の一覧表がありますので、 そちらをご覧ください。資料は、本日配布したもののみとなります。 名簿につきましては、個人情報の関係がありますので、皆様のご承認 の後に、配布したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

事務局長

それでは、名簿を配布します。

~事務局員名簿配布~

事務局長

行き渡りましたでしょうか。それでは、順に配布物の説明をいたします。

~配布資料一覧表に基づき説明~

事務局長

以上でございますが、不足等はありませんでしょうか。

なお、新委員分の農業委員手帳も準備しておりますが、身分証明書 に写真を貼ってからお渡ししたいと思いますので、会議終了後に写真 を撮らせていただき、次回の総会にてお渡ししますのでよろしくお願 いします。

それでは、総会に入りたいと思います。本日は、改選後初めての総会ですので、議事を運営する会長が決まっておりません。会長が選出されるまでの間の仮議長につきましては、地方自治法第107条の規定を準用しまして年長の委員にお願いしたいと思います。恐縮ですが、秋田秀機委員に仮議長をお願いしたいと思います。

【出席人数確認】

仮議長

ただ今、私が年長者ということで、仮議長に指名をいただきました。 会長が選ばれるまで、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いし ます。

本日の欠席者はおりません。全員出席ですので豊山町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、協議事項の(2)会長選出について事務局から説明を求めます。

事務局長

会長選出方法についてご説明します。会長の選出は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員の互選によって決められることになっていますが、地方自治法第118条の規定により指名推薦の方法によることも差し支えないとなっています。また、指名推選の方法を用いる場合は、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者を以て当選人とするとあります。会長に推薦する委員を委員から発言いただき、推薦された委員を会長とすることで決定していくという方法となります。よろしくお願いいた

します。

仮議長

ただ今、会長の選出方法について説明がございました。選出方法についてご意見をお願いします。

A委員

従来からの選考委員の指名推薦による選出方法でよいと思います。

仮議長

ただ今、A委員より、選考委員による指名推薦の方法で選出することが提案されました。ご異議ございませんでしょうか。指名推薦による選出に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

仮議長

全員賛成ですので、指名推選による選出をお願いします。どなたか、 推薦される方はございませんでしょうか。

A委員

会長には、秋田秀機委員を推薦します。

仮議長

他にどなたか推薦される方はございませんでしょうか。

(なし)

仮議長

A委員より、秋田秀機委員の推薦がありましたが、これにご異議ございませんか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員举手)

仮議長

全員賛成頂きましたので会長は、私、秋田秀機と決定いたします。

それでは、新農業委員会長としてあいさつをしたいと思いますので、 仮議長の座を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございまし た。

事務局長

それでは、秋田秀機委員、会長席に移動をお願いします。

秋田会長

ただ今、農業委員会の会長ということでご指名をいただき、ありが とうございました。私から一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、皆さんの賛成をいただき会長に選出されました。私は、 今回で農業委員になるのが4回目になります。私は、かねてから農業 委員会の改革をしてもらうため、農業委員会の会長に度々申し上げて きましたが、改革せずに終わってきました。豊山町の農業委員の定数 を減らし、豊山町の規模に合った人員配置にするべきだと思っていま す。

今回、改選をしましたので、現状に合った委員会にすべきだと考えております。最近は、農業体系がガラッと変わってきました。農地がだんだんと減り、若い者は農業をほとんどせず、農地は農協委託にしている。そのような状況ではいけない。やるなら、きちんとやってもらわなければいけないということを強く思っております。何とか豊山町の農業を変えていきたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。

秋田会長

それでは、続いて(3)会長職務代理者の選出についてお諮りいた します。 選出方法につきましては、先の会長選出と同じ方法による指名推薦 の方法で、選考委員より選出していただきたいと思います。 賛成委員 の挙手を求めます。

(全員挙手)

秋田会長

全員賛成を頂きました。それではどなたか、推薦される方はござい ませんでしょうか。

B委員

会長職務代理者は、どういったことをするのですか。

事務局員

会長職務代理者は、会長が不在の時に、総会の取り回しをしていた だくことになります。

B委員

副会長のようなものでしょうか。

事務局員

そうです。

秋田会長

C委員、会長職務代理者となるのは、いかがでしょうか。

C委員

いえ。A委員はいかがですか。

A委員

会長が、C委員への推薦をしたので、ぜひ。

秋田会長

それでは、坪井宏見委員が会長職務代理者になっていただくことに ご異議ございませんか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員举手)

秋田会長

全員賛成であります。よって会長職務代理者には坪井宏見委員と決 定いたします。

新会長職務代理者には、こちらの席にお移りいただき、ごあいさつ をお願いします。

坪井職務代理者

会長職務代理者に指名されました坪井です。会長の補佐をしながら、 本委員会が円滑に運営していけるよう協力していきたいと思います。 よろしくお願いします。

秋田会長

次に(4)議席の決定についてですが、議席については、農業委員会の会議に関する規則第5条の規定で会長が議席を定めることとされています。ただ今、着席の所は、仮議席でありますが、そのまま、本議席と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

秋田会長

異議なしと認めます。それでは、ただ今の席を本議席と決定いたします。

【議事録署名者指名】

秋田会長

続きまして、(5)議事録署名委員を指名させていただきます。議 席番号1番柴田賢一委員、議席番号3番秋田秀春委員の2人を指名し ます。ご了承願います。

それでは、次に西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出についてお諮りいたします。事務局より説明を求めます。

事務局長

西春日井地区農業改良推進協議会は、西春日井地区の農業改良を円滑に推進するための組織であります。町から2名選出することになっております。委員の役割は、総会、研修会の参加等であります。従来、委員は、会長と職務代理者となっておりますので、今回も従来同様、会長と職務代理者にお願いしたいと思いますが、よろしく協議をお願いいたします。

秋田会長

事務局の説明のとおり、会長と職務代理者を委員とすることにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

秋田会長

異議なしと認めます。では、西春日井地区農業改良推進協議会委員 は、会長の私と職務代理者の坪井委員に決定いたします。

次に農業委員の職務・年間予定等について、事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、農業委員の職務と年間予定等について、ご説明します。 (資料1~5に基づき説明)

秋田会長

農業委員の職務・年間予定等についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

秋田会長

質問等もありませんので、議案に入ります。

【議案】

秋田会長

本日の議案は2件です。それでは、議案第5号「農地法第5条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは資料 6 議案第 5 号 「農地法第 5 条許可申請について」 をご説明申し上げます。

【議案第5号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質 疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

現場を確認させていただいたところ、売却の予定があるからか一部 耕作していない部分が見られましたが、農地として良好な状態でした。

秋田会長

他に質問等もありませんので、議案の農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは資料 6 議案第 6 号 「農地法第 5 条許可申請について」 をご説明申し上げます。

【議案第6号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質 疑・意見のある方は発言を求めます。

秋田会長

質問等もありませんので、議案の農地法第5条許可申請について、 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案について終わります。

【報告事項】

秋田会長

それでは、報告事項の農地法第5条の届出の受理状況について事務 局の説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地法第5条の届出受理状況について、説明します。

5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料7 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。 ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

始末書の添付があったということですが、農地転用の届出を忘れて いたということでしょうか。

事務局員

今回の届出地は、現況が雑種地となっており、これまで、駐車場として使われていました。過去にこの届出地に対して農地転用の届出を出してもらっていましたが、その当時に登記を農地以外に変更することを忘れていたそうです。今回改めて、児童福祉施設を建設するにあたり、登記の変更をするために届出を行ったとのことです。

A委員

今回の届出は、隣の土地と一体で計画していますか。

事務局員

いいえ。届出地のみと聞いております。

秋田会長

他に質問等もありませんので、報告事項の農地法第5条の届出受理 状況についての報告を終了いたします。

【依頼事項】

秋田会長

続いて依頼事項の「令和5年度農業委員会委員・職員等研修会について」、事務局の説明を求めます。

事務局員

【資料8に基づき説明】

秋田会長

「令和5年度農業委員会委員・職員等研修会について」の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

秋田会長

質問等もありませんので、「令和5年度農業委員会委員・職員等研修会について」は終了いたします。

秋田会長

続いて、「農地パトロール」について 事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。資料 9 を ご確認ください。

今年度は、8月に実施します。大変暑い時期ではございますが、体に無理をせずパトロールをお願いします。

【資料朗読】

以上で説明を終わります。

秋田会長

「農地パトロール」の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

地図は、配布いただいたものしかありませんか。パトロール結果を 記入するには、小さいです。

事務局員

申し訳ございません。総会後に、A3の大きくした地図をお配りいたします。

秋田会長

質問等もありませんので、依頼事項を終了いたします。

【その他】

秋田会長

続いて、その他に入ります。

農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について、事務局の 説明を求めます。

事務局員

はい、それでは、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更についてご説明いたします。愛知県で令和5年4月に、農業経営基盤強化促進法第5条第1項の規定に基づく農業経営基盤強化促進に関する基本方針が変更されました。それ伴い、豊山町でも同法第6条第1項の規定に基づく農業経営基盤強化促進に関する基本構想について、同法第6条第5項の規定に基づく手続を行う必要があります。尾張農林水産事務所長より5尾農第160号 令和5年4月3日付け文書で依頼があり、基本構想の変更を行うものであります。

こちらの変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき農業委員会に対して意見聴取する必要があります。 そのため、今後のスケジュールのとおり、8月の初旬に事務局で基本 構想(案)を作成し、委員の皆さんに送付させていただきます。 8月 の第5回農業委員会総会へ基本構想(案)を議案上程いたしますので、 委員の皆さんは、送付させて頂いた基本構想(案)をご一読いただき ますようよろしくお願いいたします。

以上で、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更についての 説明を終わります。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終 了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他連絡事項

事務局

(事務局からの事務連絡等は以下のとおり)

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時:令和5年8月28日(月)午前9:30開始

場所:役場2階 会議室1

資料:8月16日頃郵送予定。

- (2)農業委員会ホームページについて説明。
- (3)全国農業新聞について説明。
- (4) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。
- (5)報酬振込同意書及び報酬振込申込書について説明。

(午前10時38分終了)

9. 農地転用件数

6月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	1,265.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	1,960.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	2,850.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	2	2,968.00	青山	5条	許可	4	5,895.00
		0	0.00	豊場				5,085.00
	届出	0	0.00	青山		届出	11	4,985.71
		1	291.00	豊場				

[※] 累計については令和5年1月~令和5年12月 (再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの 窓口で縦覧することができます。